

他施設からの審査依頼について

◆倫理審査委員会への審査依頼の手順

- ・機関の長は、川崎医科大学・川崎医科大学附属病院・川崎医科大学総合医療センター以外の、学外の研究機関の長から、書面により依頼があった場合には、川崎医科大学・同附属病院合同倫理委員会にて審査することができる。
- ・審査を依頼する研究機関の長は、機関の長宛に倫理審査依頼書、実施計画書を提出する。
- ・倫理審査依頼が受付された後、受領確認書により、審査依頼が受付されたことを通知する。
- ・機関の長は審査を依頼した研究機関の長に対して、審査結果を審査結果通知書にて通知する。

<ご参考>

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(抜粋)

第3章 研究計画書

第7 研究計画書に関する手続

1. 研究計画書の作成・変更

- (1) 研究責任者は、研究を実施(研究計画書を変更して実施する場合を含む。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成し、研究機関の長の許可を受けなければならない。

第4章 倫理審査委員会

第11 倫理審査委員会の役割・責務等

4. 他の研究機関が実施する研究に関する審査

- (1) 研究機関の長が、自らの研究機関以外に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する場合には、当該倫理審査委員会は、研究の実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べなければならない。
- (2) 倫理審査委員会は、他の研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を述べなければならない。

◆注意

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針において、研究者の教育・研修、利益相反状況について、以下の通り定められております。各機関におかれまして、当該研究に係る研究者の教育・研修、利益相反に関する状況について確認の上、審査を依頼願います。

<第2章 第4 3 教育・研修>

研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

<第8章 第18 利益相反の管理(抜粋)>

研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

川崎医科大学・同附属病院合同倫理委員会主催の講習会については、下記のホームページをご参照ください。

<http://www.kawasaki-m.ac.jp/med/kenkyu/01.html>